

ID: 37

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町手数料徴収条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第67号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日